

いわゆる「混合診療」の禁止を妥当であるとした平成元年の判決について

1 訴訟の概要

- (1) 提起 昭和61年3月10日
- (2) 事件番号 東京地方裁判所民事第31部
昭和61年(ワ)第2727号 不当利得返還請求事件
- (3) 原告 歯科医療機関の受診者
- (4) 被告 国
- (5) 請求内容 保険診療と保険外診療を併用した場合には、その診療すべてを保険給付外とする行政指導の結果、保険給付がなされなかった費用(19,647円)に対する不当利得返還請求及び損害賠償請求

2 原告の主張

歯科の欠損補綴については、保険給付の対象外の歯科材料を用いた場合には補綴時診断以降の療養が自由診療になる取扱いであるが、この取扱いには法令上の根拠はなく、被保険者の受給権を不当に制限するものである。

3 判決 平成元年2月23日

○ 主文 原告の請求をいずれも棄却する。

○ 要旨

- ・ 「一連の診療行為」及び「混合診療禁止」の考え方について、法及び療担規則には明文の規定はなく、絶対的なものではない。
- ・ しかしながら、健康保険制度の沿革並びに立法の経緯、すなわち、従前「療養の給付」の範疇で認められていた差額徴収の取扱いが、その弊害が社会問題化し、昭和51年に一旦廃止され、昭和53年以降に復活した際には、従前の反省に立ち、差額徴収医療が適正に行われるよう行政指導を行うこととされていたところ、昭和59年の法改正により、通達等に基づく運用により行われていた差額徴収の扱いに代えて、一種の

混在形態としての特定療養費制度を新設し、これを「療養の給付」の対象から除外して、法に明確に位置づけ、従前の差額徴収の弊害が生じないよう適正な規制の下に運用を図ることとなったことに鑑みると、特定療養費制度新設後の法の解釈としては、保険診療と自由診療とが混在する混合診療は、特定療養費の支給の対象となる療養に限られると解するのが相当であり、混合診療を、従前の差額徴収制度の弊害を生じさせないような仕組みのない、「療養の給付」の対象となる療養一般についてまで認めてはいないと解すべき。

- また、法が採用する原則的給付形態の「療養の給付」（現物給付）を前提として、健康保険制度の重要な理念である保険給付の水準の維持、向上と給付の公平を図るためには、「療養の給付」の対象となる療養を規格化、標準化、定型化して、これをあまねく実施し、健康保険財政の安定を図りつつ、「療養の給付」の水準を上げていくとともに、右の標準的な給付の対象外にあって、国民的な需要が高い医療については、別途、特定療養費制度等により補充していくほかはない。
- 混合診療を認めると、差額徴収時代に見られたより大きい弊害を招く危険があり、それによる費用の増加は、健康保険財政に影響せざるを得ず、法はこれらを総合考量の上、特定療養費制度を導入したものと解される。
- 法の委任を受けた行政庁（具体的には厚生大臣）は、健康保険行政を運用し、統括する行政主体として、中央社会保険医療協議会の審議、答申を踏まえつつ、法の趣旨、目的に則り、「療養の給付」の範囲、内容、混合診療の禁止される「療養の給付」の対象となる療養の単位についての具体的な定めをなす権限を有するものと解されるので、右行政庁が、法の趣旨、目的を実現するために有効な方策として、規格化、標準化、定型化された「療養の給付」の内容を具体的に示すに当たり、「傷病の治癒を目的とした一連の医療行為」が一つの単位として分断されることなく保険給付されるべきものとして、「混合診療」排除の法の解釈を具体的に示した本件行政指導は、法の目的に反するものとはいえない。

4 判決後の動向

- 平成元年3月8日 東京高裁へ控訴提起
- 平成3年5月9日 控訴人訴え取下げにより終了